

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける対象先公募について

1. はじめに

- 日本銀行では、本日より被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（以下「被災地金融機関支援オペ」といいます）の対象先を公募することとしました。
 - 被災地金融機関支援オペについては、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) をご覧下さい。
- 次のスケジュールで応募を受付けます。
 - 被災地金融機関支援オペの対象先となるためには、共通担保オペ（全店貸付）の対象先であることが要件となっています。
 - 随時での応募の受付は行いません。対象先となることを希望する先は、第1回目のオペレーションに参加するか否かにかかわらず、次のスケジュールによりご応募頂く必要がありますので、ご留意下さい。

▼スケジュール

公募開始日	2011年4月28日
公募締切日	2011年5月11日正午
選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後（原則として2011年5月12日の予定）
選定先との取引	第1回目のオペレーションは5月中にオファーする予定 ^(注) (注) 原則として毎月1回オファーする予定（オファー日は決定次第、公表致します）

2. その他

- 対象先は、「被災地金融機関支援オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局

市場調節課 オペレーション企画グループ

福田 (03-3277-1272)、中村 (03-3277-1361)

被災地金融機関支援オペの対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 被災地金融機関支援オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 本オペレーションの実施に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関（ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除きます。以下同じです）であること、または、系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していいます。以下同じです）であること。
 - 貸付店については、日本銀行の本店、支店何れでも結構です。被災地金融機関支援オペにおける貸付店は、共通担保オペ（全店貸付）の貸付店と同じ日本銀行本支店とします。
 - (2) 日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関については、東日本大震災にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域である東京都を除きます。以下「被災地」といいます）に貸出業務を行う営業所等（本店、支店およびこれらと同等の機能を有するものをいいます。以下同じです）を有する先であること。系統中央機関については、被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としていること。
 - 被災地については、＜参考＞の「被災地および被災地番号一覧（平成23年4月28日現在）」でご確認下さい。

3. 資料請求（任意）

- 対象先となることを検討している先を対象に、被災地金融機関支援オペの実務事務に関する資料を、電子メールにて送付します。資料送付を希望する先は、金融機関等

名、担当者の氏名、所属部署、連絡先電話番号および電子メールアドレスを次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

(電子メール連絡先) 日本銀行金融市場局

E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

(注) 電子メールのタイトルは、「資料請求の件(金融機関等名)」として下さい。

4. 応募方法

- 対象先になることを希望する場合には、「被災地金融機関支援オペの対象先選定に係る申請書」(別添(別紙を含む))を2011年5月11日正午までに、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ(本店新館4F)まで持参または郵送により提出して下さい(以下申請書を提出した先を「応募先」といいます)。
 - 申請書を郵送される場合には、予め下記の照会先までご連絡頂いたうえで、当該申請書をファクシミリまたは電子メールで送信した後、申請書の本書を郵送して下さい。また、締切日までに申請書の本書の提出準備が難しい場合にも、予め下記の照会先までご連絡頂いたうえで、仮の申請書をファクシミリまたは電子メールで送信し、後日申請書の本書を提出して下さい。
- 「被災地金融機関支援オペの対象先選定に係る申請書」(別添)の別紙である「被災地所在の営業所等における貸出金残高(2010年12月末時点)」については、本書の提出とともに、別途、金融市場オンラインにより電子ファイル(Excelファイル)も送信して下さい。
 - 「被災地所在の営業所等における貸出金残高(2010年12月末時点)」は、日本銀行が貸付先毎の貸付限度額を決定するに際し、必要なものとして提出して頂くものです。
 - 「被災地所在の営業所等における貸出金残高(2010年12月末時点)」を作成するに際しては、次の点にご留意下さい。
 - (1) 被災地に所在する営業所等毎に貸出金残高を計上すること。系統中央機関の場合には、傘下の金融機関の営業所等毎の貸出金残高も計上すること。
 - (2) 貸出金残高は、各営業所等で実行した貸出金(日本銀行に提出している「金融統計調査表」の「預金、現金、貸出金調査表(月次)」中の<国内店銀行勘定>の「貸出金」に該当するもの)の2010年12月の月末残高を計上すること。
 - (3) 貸出金残高の単位は、百万円(切り捨て)とすること。

(照会先、申請書送付先)

日本銀行 金融市場局 市場調節課 オペレーション企画 G

住所：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

TEL：03-3277-1361、FAX：03-5255-8761

E-mail：post.fmd26@boj.or.jp

(注) 申請書を送付される場合の電子メールのタイトルは、「申請書送付の件(金融機関等名)」として下さい。

5. 選定方法

- 2. の必須基準を満たし、かつ、1. の役割の遵守を確約している応募先を対象先として選定します。

6. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

7. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等(対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです)に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、2. の必須基準、2010年7月2日公表の「共通担保オペ(全店貸付)の対象先定例選定基準・手続」(「共通担保オペ(全店貸付)の2010年度対象先公募(定例選定)について」別紙)3. に掲げる基準または2010年9月16日公表の「共通担保オペ(全店貸付)の対象先随時選定基準・手続」(「共通担保オペ(全店貸付)の随時選定について」別紙)3. に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

- 選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先(以下「新会社」といいます)に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ(全店貸付)の対象先であることまたは共通担保オペ(全店貸付)の対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - ① 対象先が、合併、事業(対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです)の全部譲渡また

は会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。

- ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、被災地金融機関支援オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との被災地金融機関支援オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

以 上

被災地金融機関支援オペの対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（以下「被災地金融機関支援オペ」といいます）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、被災地金融機関支援オペの対象先となった場合には、「被災地金融機関支援オペの対象先選定基準・手続」の1.に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、「被災地金融機関支援オペの対象先選定基準・手続」の2.に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方の被災地所在の営業所等における貸出金残高（2010年12月末時点）は、別紙のとおりで相違ありません。なお、日本銀行が必要と認める場合には、当該残高を確認できる資料を速やかに提出します。
4. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 ^(注1)

(金融機関等コード・4桁)

(金融機関等名) ^(注2)

(役職名・代表者)

^(注3) 印 ^(注4)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mailアドレス		
住所：〒		

被災地および被災地番号一覧（平成23年4月28日現在）

—— 平成23年3月24日付厚生労働省公表の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第11報）」をもとに作成。

都道府県	地域	被災地番号
岩手県	全域	1
宮城県	全域	2
福島県	全域	3
青森県	八戸市	4
	上北郡おいらせ町	5
茨城県	石岡市	6
	潮来市	7
	稲敷市	8
	牛久市	9
	小美玉市	10
	笠間市	11
	鹿嶋市	12
	かすみがうら市	13
	神栖市	14
	北茨城市	15
	桜川市	16
	下妻市	17
	常総市	18
	高萩市	19
	筑西市	20
	つくば市	21
	つくばみらい市	22
	土浦市	23
	取手市	24
	那珂市	25
	行方市	26
	日立市	27
	常陸太田市	28
常陸大宮市	29	
ひたちなか市	30	
鉾田市	31	
水戸市	32	
龍ヶ崎市	33	

都道府県	地域	被災地番号
茨城県（続）	稲敷郡阿見町	34
	稲敷郡河内町	35
	稲敷郡美浦村	36
	北相馬郡利根町	37
	久慈郡大子町	38
	那珂郡東海村	39
	東茨城郡茨城町	40
	東茨城郡大洗町	41
	東茨城郡城里町	42
	栃木県	宇都宮市
大田原市		44
小山市		45
さくら市		46
那須烏山市		47
那須塩原市		48
真岡市		49
矢板市		50
塩谷郡高根沢町		51
那須郡那珂川町		52
那須郡那須町		53
芳賀郡市貝町		54
芳賀郡芳賀町		55
芳賀郡益子町		56
芳賀郡茂木町		57
千葉県	旭市	58
	我孫子市	59
	浦安市	60
	香取市	61
	山武市	62
	千葉市美浜区	63
	習志野市	64
山武郡九十九里町	65	